



平成30年度（2018年度）

HUMAN RIGHTS REPORT

ヒューマン・ライツ・レポート

（箕面市職員による人権課題に関するレポート）



このレポートは、箕面市の職員による人権行政研究会というチームが編集しています。箕面における人権課題を学び、実態を知ることで、市民と職員が共通認識に立ち、お互いの情報を共有して、それらを広く伝え、人権文化のまちづくりを共に考えることを目的としています。

今年度は、インターネットをテーマとして、子どもや若い世代のSNSの使い方や、その中の人権問題を取り上げ、箕面市立中学校と大阪青山大学の協力により取材を行いました。

レポートを作成することで得た成果をそれぞれの職場へ持ち帰って活用するとともに、情報の発信や今後の施策づくりに活かすことができると考えています。



目 次

1. 中学生とSNS ～SNSと人間関係～	2
2. 大阪青山大学 学生インタビュー ～SNSの使い方と日頃感じていること～	11
コラム1 講座紹介「わたしからはじまる部落問題」	22
コラム2 「改正入管法の施行」 ～外国人市民との共生に向けて～	24
◎箕面市人権宣言、箕面市非核平和都市宣言	31
◎編集スタッフ・事務局	32

★はじめに

インターネットをはじめとするSNS上での誹謗中傷や差別など、人権侵害の報道が後を絶ちません。SNSは日々進化し、便利で、なくてはならないものとして私たちの社会に深く入り込んでいますが、一方で使い方や人間関係のあり方に新たな問題が生じています。

特にインターネット上でのいじめが大きな社会問題になっていますが、若い世代の人たちはSNSをどのように使っているのでしょうか。またその中にはどのような人権問題があるのでしょうか。中学校の先生へのインタビューと大学生へのインタビューを通して、若い世代の現状取材しました。

★本文に入る前の豆知識 <いくつ知っていますか、インターネット用語>

- ・アカウント インターネットを利用する住所のようなもの
- ・ガラケー 通話とSMS中心の携帯電話、「ガラパゴス・ケータイ」という俗称の略
- ・DS 携帯ゲーム機の名称、DUAL SCREEN から来ている
- ・ブログ (WEBLOG の略) ネット上の記録。日記や論評など
- ・ユーチューブ 動画共有サイト
- ・SNS (SOCIAL NETWORKING SERVICE)
インターネット上で社会的なつながりをつくるサービスのこと
- ・ツイッター (TWITTER) 140 字以内の短い文を投稿できる
- ・フェイスブック (FACEBOOK) 世界最大の SNS
- ・ライン (LINE) 電話とチャットが無料で使えるアプリ
- ・スタンプ メッセージをイラストで表したものを、LINE 上のやりとりに使われる
- ・タイムライン (TIMELINE) 発信したニュースや近況情報が時系列で表示される
- ・インスタグラム (INSTAGRAM) 写真や動画をメインに投稿できる SNS
- ・ストーリー インスタグラムに短い動画を 24 時間限定で投稿できる機能
- ・ボイスチャット ネットワーク上で複数人が音声によるやりとりを行うこと
- ・マッチングアプリ 出会い系アプリ
- ・ティクトク (tiktok) 15 秒の動画を作成し投稿できる音楽コミュニティ

中学生とSNS

～SNSと人間関係～



◇平成31年(2019年)2月15日(金)午後4時～5時15分

箕面市立中学校の先生へのインタビューとともに生徒へのアンケートを依頼。集めていただいた10名分のアンケートを見ながらインタビューを行いました。アンケートの質問内容と集計は以下のとおり。

◇中学生へのアンケート内容 <SNSの中で起こっている人権侵害について>

○自分用のスマートフォンやパソコンを持っていますか

1. 持っている(8名)

種類: スマートフォン(7名) 携帯電話(0名) ipad(2名) パソコン(3名) 他

2. 持っていない(2名)

○SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を使っていますか

1. 使っている(9名)

種類: ツイッター(5名) ライン(7名) インスタグラム(5名)

フェイスブック(0名) ユーチューブ(9名) 他

2. 使っていない(2名)

○SNSを一日にどのくらいの時間使っていますか。

約30分 約1時間(1名) 約2時間(3名) 約3時間(6名)

ほとんど使わない 他

○どんなことに使いますか。またどのくらいの時間を使いますか

友だちとの会話 10分(1名) 30分(1名) 1時間(3名)

動画を見る 30分(1名) 1時間(1名) 1時間30分(1名)

2時間(2名) 3時間(2名) 6時間(1名) 他

○保護者とSNSの使い方についてルールを決めていますか

1. 決まっている (4名)

使用時間 9時30分まで(1名) 10時まで(2名)

使用場所 家で(1名) 他

2. 決まっていない(5名)

○クラスにLINEグループはありますか。

1. ある(7名)

・どんなことを話しますか 例) 友だち 趣味 クラブ 連絡事項(5名) など

・使う頻度は 毎日 2～3日に1回(2名) 1週間に1回(3名)

その他(なにかあったら、1名)

2. ない(2名)

○SNS上でのいじめを見たことがありますか。またどう思いましたか

1. ある(2名)(内容: ティクトクでアンチが来ている) 2. ない(8名)

○SNS上で自分がいじめを受けたことがありますか。

1. ある(4名)

どんな内容ですか: ・批判コメントを袋だたきにしていた

・知らない人からDMが来た

・「えん」(援助交際) しませんかと言われた

2. ない(5名)

○SNSで困ったとき誰かに相談しましたか

1. 相談した(5名)

誰に相談しましたか: 友だち、親、グループ

2. 相談しなかった(2名) 困ったことはない(1名)

○SNSがきっかけになった人間関係で良かったこと、悪かったこと。

良かったこと:

・友だちが増えた ・他の中学の子と知り合えた ・知り合いが増えた

・学校でしゃべらない人ともしゃべれた ・同じ趣味の人と仲良くなれる

・色々ゲームの話ができた

悪かったこと: 変な人がいる

特にない（４名）

○SNSを使っていない人にはどんな連絡方法を使っていますか。

電話（９名） F A X 手紙 連絡しない（２名）

◇先生へのインタビュー

【中学生のネット行動について】

８割くらいの子はスマホで、DSでもネットができるのでネット環境がまったくない子はほぼいません。今の中２が中１の時、スマホの所持について調べたことがあり、当時は持っていない子もいました。今は持っている子がかかなり多くなったという実感です。

SNSで使っているものは、メインはライン、次にツイッター、次にインスタグラムという感じで、ラインは会話のツール、ツイッターは見るのが基本で何かあれば気軽につぶやく。インスタグラムは写真を載せないといけないのでハードルが高いのかと思います。「フェイスブックはお母さんたちがやるやつやろ」と。

動画サイトだと、ティクトクなどで、かなりの子が動画をあげています。自分はカギをかけているから大丈夫という意識ですが、カギをかけていない人が保存して、他で使うかもしれないという所までは考えが及んでいません。「そんなことはないやろ、その人が悪いやん」で終わるので、まだその理解は難しいのかもしいと思います。

昨日やっていたテレビ番組をユーチューブで観る、夜遅くまで観ていて、朝起きて学校に来る前にも観るので、生活習慣が乱れている子はすごく多いです。



【中学生の利用感覚】

相談は頻繁ではないですが、年に何件かはあります。ラインで一番しんどいもめごととして、ステータスというのはご存じですか。(ラインの)プロフィールの左側に出てくる所です。

たとえば「しんどい」とか「だるい」とか一言だけ書けます。自分のプロフィールのこの場所に、悪口を誰のことかはわからないように書く。名前は書かないが、過去のケンカで使った言葉を載せるからその子にはわかります。それ以外の人にはわかりません。

また、これは誰のために、何のためにやっているのかははっきりしないのですが、たとえば、みんなで遊びに行ったときに勝手に帰ってきた子がいたとします。「自分勝手なやつやわ」とステータスに書く。帰った子が自分のことやと相談にきました。そもそも勝手に帰った方が悪いのですが、ネットいじめといえそうとも言えます。

それほど頻繁に見ていないとは思いますが、友だちのステータスを見ていて、そこをツイッター代わりにしていると言っているかもしれません。私たちが指導に入ったところで、「そんなつもりで書いてません」と言えますからね。問いただすとだいたいわかりますけどね。タイムラインでもめることはあまりないです。本当にいじめるときは載せるでしょうが、そこまでではなく、より陰湿になったという感じがします。

【写真や動画の共有】

SNS上に写真をあげることに對する、子どもたちのハードルはかなり低いです。「別にいいやん」という感じです。良くない理由を説明すると、「ああ、あかん」と理解はできますが、それで止まるかというとなぶん止めきれません。親世代があげているからです。体育祭などでたくさん写真を撮って共有しているので、他の子が写っていることなどについて、私たち親世代も意識が薄いところがある。それを誰かが悪用するかもしれないということまで考えが至らないですね。

感覚的には親世代と同じで、SNSを使う技術は子どもの方がずっと長けている。大人は、変な写真はあげないとか、加工したものはあげないとか、ブレーキがかかる部分がある。でも子どもはグループラインにあげてしまった、ということが最近もありました。写真を反転加工できるアプリがありますが、特にあげる必要もないのにそれが面白いからとあげてしまう。

自分のグループライン内でカギ付きで収めるという意識はあります。でも、それがいつ全世界に広げられてもおかしくない、ということまでは考えが至りません。

【タイムラインを開きっぱなし】

ある子どもは動画を2時間視聴していますけど、「友だちとの会話は」って聞いたら、「わからん。帰ったらずっとやもん」と。帰ったらずっとタイムラインを開けた状態。ご飯を食べていても勉強している時も。ラインでノートの写真を送ったり、4時間くらいは携帯をさわっているのかな。ラインをしていない子はほとんどいません。クラスのライングループは、明日の宿題とか持ち物とか連絡事項に利用しているようです。公式のものではないので、教師は入っていません。

【クラスでのトラブル】

クラスのライングループに意図的に入らない子もいますね。入ったけどしんどいからと抜ける子もいますし、もちろんトラブルになったから抜けたという子もいます。トラブルは友だちどうしのけんかです。時期は、特に1年生の序盤から1学期の後半がほとんどで、グループラインを作る、仲良くする、「誰々がムカツクよな」が承認されていって、その子は居づらくなる。2学期までにどこかの学級で起こっています。

【使用のルール】

中学校の4月の段階で保護者がスマホを持たせる場合が多いので、新入生説明会と入学式の時に保護者に話をしています。持つなというのは難しいので、ルールを決めて下さいと言っています。

今回のアンケートで「ルールを決めていない」と答えている子は、決めなくてもできている、しっかりしている子です。その他の決めていない子は、おそらく歯止めが効かなくなっています。

【SNS上でのいじめ】

「あいつ、うざい」とか発信する子がいて既読がつく。既読がつくと、それをつけた子はそんなつもりはないと言っても、やられている方からしたら「みんな承認した、み

んなそう思ってるんだ」となります。

わかった時は指導しますが、生徒はたいてい、冗談のつもりとか面白いとか言います。そんな話と違おうだろうと言い聞かせますが、基本的には、ちょっといじめたかなとは思っても、そこまで苦しめたとは思っていません。他市のいじめ事件を見ている、そこまでの意識はなかったのだらうと思いますが、された方はダメージが大きい。

また、「うざい」とかそういう発言を見ても、なにか発言したら自分が攻撃される可能性があるので、「われ関せず」と放置することもあります。

【子どもたちのネット行動】

生徒向けの話としては、2年生の非行防止教室の中で、1コマだけですがネットトラブルについての授業をしています。動画をアップしたらこうなるとか、出会い系で繋がっていきと変なおじさんに連れて行かれるよとか。その時はみんな真剣に聞いていて「怖いな」と言いますが、また違う機会に確認したら、あまり意識していませんでした。

援助交際関係では、先にツイッターで「友だちになりましょう」とDMが来て、今度は「エンしましょう」と言ってきた、何かと思ったら援助交際のことだった。気持ち悪いからブロックした、という話があります。他の子で「友だちになろう」と言うので「いいよ」と会話していたら、「どこに住んでるの」とか「何歳?」とか、だんだん情報を探られるようになって気持ち悪くなったからやめたという話もありました。

ツイッターのアカウントだけとって、日頃気にかかっている生徒を探して、たまにパトロールをしています。その子のフォロワーを見ていたら、援助交際とか風俗関係の人がいました。だいたいそういう子たちはカギをかけ始めますが、かけていない子もいます。精神状態が大丈夫な時は、さっきの子みたいに断っていけますが、ちょっと弱っている時とか、お金に困ったとつぶやいたら、そのケモノたちは飛びついて来るのだらうし、監視して狙っているのだらうと。こういう怖さがあるというのは、3年生の卒業前にも話そうと思っています。

リベンジポルノについては生徒から聞いたことはないですが、あげている写真の様子から交友関係がわかることはあります。もっと歳が上ならば、旅行先で写真を撮ったりしますが、中学生は写真を撮るようなイベントがそれほどありません。

スマホを持っている子と持っていない子には温度差がある。そもそもその間に交友関係がありません。また持たせる親と持たせない親の意識も全然違います。

【子どもたちの言葉に対する意識、人権意識】

子どもたちの意識ですが、さっきの援助交際とか情報を探られることはヤバイと思っています。差別的な言葉については、例えばティクトクで攻撃された時「ウザイ」「キショイ」は理解しても、いわゆる差別用語は見てもスルーしています。ネットでは汚い差別的な言葉が当たり前のようにあるので、「なんであかんの」という感じを持っているのではないのでしょうか。ネットで見たら大人が発信して使っているのに、「なんで先生たち、そんなに躍起になって怒っているの？」と捉えているのではないのでしょうか。

いまスルーしている言葉は、いずれ知識を得て理解していく段階がくるとは思いますが、使って良い言葉なのかどうか、良いことと悪いことの区別がつかないというか、気にする言葉ではなくなっている、大人がネット上のみの言葉として使っていたとしても、子どもには区別が付きません。子どもは言葉そのものに引っかかるより、それを誰に言われているのかに引っかかっている状態です。

ネットで使われている言葉を、子どもたちはたぶん普通に使ってしまいます。そして、彼ら・彼女らはわからないことは引っかかるよりもスルーしてしまっている。そこが人権教育での課題だと思います。

この言葉は使っているのか？と引っかかる人は、その感覚が研ぎ澄まされていくと思いますが、たぶん子どもたちの中ではスーッとそのまま流れています。「怖い」はわかると思いますが、「おかしい、まずい」はちょっとわからないのではないかな。授業のたびに、こういう言葉を使うのはよくないという話をしていると、子どもたちの意識も高まっていて、その言葉を誰かが言おうとすると「それ、あかんやん」と言えるようになったり、ネットで「こんな例があるで」と教えてくれたりします。だから、中学3年間で地道に養っていかないといけないと思います。どの言葉はダメという形で全部教えることは無理なので、感覚を高めていくように教えたいと思います。



【ネットが居場所】

今回、アンケートに答えてくれたのは友だちが多い子たちですが、学校に来にくい子の中に、SNSなどネット社会でしか生きていない子もいます。ネット社会の中でもめたり、会ったことはないがつきあって別れたなどと聞きます。ネットに依存しないと保ていけない精神状態で、そこを否定し続けたとしても、おそらくその子は生活できません。

だから、やめろとは言っていますが、自分の体と命は守るように言っています。こちらはおかしい相手だと思っても、本人がそう思わないとやめられない。実際、不登校の子どうしがSNSで出会ってわかりあえた、大事な友だちだという場合もあるので、その子とつきあうとは言えません。ネットで知り合って実際に会う、でもそこに怖いという意識があまりないのが問題です。

ゲームに関するトラブルもあります。課金するために家族のお金を盗ったということもありました。15歳以下では課金できないので、パソコン端末で行った場合は、消費生活センター等にきけば解決できることもあります。また課金で順位が上がるとアイテムがもらえる場合があり、そういう子に他の子がアイテムをねだったりする。課金する子は友人関係での承認欲求からそうするのだと思いますが、ねだっている方は「あいつ、めっちゃカネもってる、ラッキー」みたいな調子で考えています。

子どもにSNSの危険性について説明する時は、携帯電話会社から資料を取り寄せたものをもとにして、オリジナルの資料を作っています。警察からの指導も抑止になりますが、子どもたちに実感を持ってもらうため、動画などを使って説明します。でもみんな「私は大丈夫」と思っているので、最後に「そうとはいえない、大丈夫じゃないよ」と念を押すようにしています。



みんなで考えようSNSのルール

生活する上で非常に役立つ面がある反面、色々なトラブルも引き起こしやすいSNS。特徴や問題点を理解しながら、振り回されないようにうまくつきあっていく必要があります。自分をコントロールする力が未熟で、SNSの危険性への認識も十分でない子どもがスマートフォンやSNSを使い始める時は、家庭で使い方を話し合うことが大切です。

子どもは身近な大人をお手本にします。大人も使い方を見直して、みんなでスマホ利用のルールを考えましょう。

○相手の気持ちを考えたコミュニケーション

- ・相手を傷つけるような言葉やスタンプを使わない
- ・他人を無断で撮影したり写真を載せない
- ・夜遅くまで連絡していないか何時までなら良いか考えよう

○個人情報（写真を含む）は載せない、送らない

- ・名前、学校名、顔写真、写真の位置情報や背景から個人が特定されることもある
- ・軽い気持ちで投稿した写真がネットで拡散されて大問題に。露出の多い写真が悪用されることもある

○大人ができること

- ・ペアレンタルコントロール（子どもの保護のため保護者が利用を管理・制限すること。ウェブフィルタリング、アプリフィルタリング、機能制限等）の利用
- ・子どもとネットの危険性について話し合う
- ・親も決めたルールを守る

○スマホやネットに熱中しすぎない

- ・1日〇時間まで、夜は〇時までなど使う時間を決める
- ・リビングで使う、食事中は使わないなど使う場所を考える
- ・長時間の使用は睡眠不足や体調不良の原因に
- ・無料のプレゼントに注意。気軽に個人情報を登録すると悪用されることもある

○犯罪の加害者や被害者にならないようにする

- ・映像や音楽やマンガなどを無断でネットに載せることは著作権侵害
- ・人を傷つける書き込みは人権侵害。匿名でも誰が書いたか突き止められ犯罪になることもある
- ・ネットで知り合った人は知らない人と同じ。簡単に信用すると生命や身体に関わる深刻な被害を受けることがある

参考：スマホ時代のキミたちへ（文部科学省パンフレット）

大阪青山大学 学生インタビュー

～SNSの使い方と日頃感じていること～



大阪青山大学は箕面市新稲にキャンパスのある私立大学です。昭和42年（1967年）大阪青山女子短期大学として開学し、平成17年（2005年）大阪青山大学を開学。現在は大学の健康科学部に「健康栄養学科」「子ども教育学科」「看護学科」の3つの学科と、短期大学部に「調理製菓学科」があり、多くの学生が学んでいます。

◇平成31年(2019年)2月1日

◇参加者 大阪青山大学の学生8名、教員1名

大学生はどんなSNSの使い方をし、またその中で何を感じているのでしょうか。研究会のメンバーから学生さんに聞いて見たいこととして次のようなことがあがっていました。

- ・ SNSでの人間関係のメリットとデメリット。
- ・ SNSを利用して不快に感じたことやその内容
- ・ SNSでいじめを見たことはあるか。どんなものをいじめと感じるか。
- ・ SNSを利用して怖いと思った経験や不安になったこと
- ・ 個人が特定できる情報をどう扱っているか。などなど

ご協力下さった学生、先生と、座談会形式でインタビューを行いました。

【使用しているSNSを教えてください（複数回答）】

ライン（全員）、ツイッター（全員）、インスタグラム（5名）ボイスチャット（2名）

【SNSを利用して不快に感じたこと、疑問に思ったことはどんなことですか】

- ・友人が友人どうしてふざけている動画をストーリーに載せていて不愉快に思った。
- ・友だちが子どもの写真や動画をよくSNSに載せている。お風呂上りのままの姿や、はっきり顔が出ていたりするのが気になる。自分は保育の勉強をしているのでダメだとわかるが、あまり親しい人でないので言いにくい。
- ・自分は写真や動画をあまり載せない方が良いと考えているので、友人に載せられて嫌だった。
- ・大勢で写真を撮った場合、まとめて載せられてしまうことがある。個々に許可をとれないのであきらめている。
- ・高校生の頃、授業中にキャス（動画生放送）をした生徒がいて問題になった。動画に映っていたことで、関係ない生徒も巻きこまれてしまった。
- ・友人が付き合っている人との写真を載せていて、初めはふつうの写真だったがだんだんヘンな写真が出てくるようになった。仲がいいねなどコメントしている人もいたが自分は嫌だったのでブロックした。

【SNSを含めたネット環境を利用したときの被害】

- ・他の学校の友人がツイッターで知り合った人に会いに行き、怖い目にあったと聞いた。

【マッチングアプリの利用について】

- ・交際相手ができた友人がいる。
- ・アプリの登録に男性が有料、女性は無料なものがあり、差別ではと感じた。

【個人を特定される情報について】

- ・友人の写真を載せる時は本人の許可をとる。写真を載せるだけでなく、その写真の写り方が嫌という場合もある。写真は許可を取ってからという人が多いのではないかな。
- ・友人にだけ公開できる機能を使っている。
- ・実名のツイッターはカギをかけて身内だけ見られるようにしている。
- ・ツイッターのアカウントは実名の人、使い分ける人と色々いるようだ。

-
- ・取り返しがつかなくなる手前で色々失敗して学んだ。

【SNSでの人づきあい、メリットやデメリット】

- ・自分たちは高校生のころスマホが入ってきた世代。そのころはガラケーの人とか色々でメールの一斉送信も使っていた。大学生になってスマホが当たり前になった。
- ・ライングループは学部全体、クラスと色々。その時共有したいグループですぐ作って解散できる。
- ・年度の初めはわっと新しいライングループができたりで盛り上がっているが、今の時期はもう落ち着いているので逆にウザイ感じになる。
- ・知らない人からの友だち申請は良く来る。ブロックしたり、アカウントを消したこともある。
- ・海外の知らない人から友だち申請が来たことがある。
- ・チーム戦形式のオンラインゲームをしていると、初対面の人と組んでコミュニケーションをとらなければならないこともある。自分はゲーム内だけでのフレンドで日常生活につながることはしない。
- ・自分の趣味の話ばかり言うてくる人はミュート（自分のタイムライン上で非表示にする）にしている。
- ・高校の時は世界が狭いから、みんなでするという事が大事だったが、今は広い世界の中の一部。授業やバイトと一日の流れがあるから、連絡が来ても返事は夕方にしたりする。
- ・高校生の頃、みんな夜中まで起きてラインをやっていたが、自分は早く寝る方だった。ある日寝ている間にラインの通知が400件来ていた。自分はすぐに返事するなどのラインのルールは守れないしもういいやと思っていたが、その400件の中にすごく大事な連絡が入っていたり、学校で昨日の話おもしろかったねという話があったりして、自分もちょっと見ないと、仲間に入りたいなと思った。楽しかったし、一時期夜更かししてやっていたけど、大学に入ってからそうではない。
- ・高校の時は一日見ないのはありえなかったが、今は三日くらい見ないこともある。昔は既読スルーすると怒られた。
- ・自分が意見を求めて投げかけた時は、既読がついているのに返事がないとスタンプで

もいいから返事してほしいと思う。

- 何十人とか大きなグループだと一人ずつ返事をしていたら通知がすごい量になるので、こういう場合は返事をしないという暗黙の了解のようなものがある。
- 集まりの連絡に返事をしなかったら、幹事は何か考えることがあったようですごく怒られてしまった。
- ツイッターは見たいもの・見たくないものを自分で選べる設定ができたので利用している。

【SNSでのいじめ？ 仲間はずれ？】

- ツイッターに「ムカツク」って書いてあってタイミング的に自分のことかなと思った。逆に自分も「気付けよ」という感じで書くことがある。悪口ではない。リアルの会話では言わない。あとでツイッターで「ごめん」と謝ってこられたりした。
- 知り合いの友人にポエムをユーチューブにあげて、浮いている人がいるが、そういう人どうし集まって友だちができています。ハブかれてる人どうしでつながっている。自分は巻き込まれたくない。
- クラブ活動の連絡でラインを使っていた。スマホを持っていない子にはメールを送っていたが、連絡が立て込んだ時にメールを送り忘れてしまい、仲間はずれにするつもりはなかったが、その子だけ知らないということになってしまった。
- 高校の卒業式のあとみんなでミクシイをしていたことが後日わかった。自分は参加していなかったのになんとなく疎外感があった。
- 高校生の時、担任の先生を含めたものと生徒だけのクラスラインがあった。悪口もないし別に先生を仲間はずれにしたいわけではないけど、同世代だけというかちょっと分けておきたいというところがあった。
- 偶発的に悪口が出てそれに乗る人がいるとつながっていくのかもしれない。
- 炎上などはあまり聞かない。自分たちが大学でSNSについて教育する側の勉強をしているからかもしれない。
- 相手がツイッターをしていないので、彼氏、彼女の悪口を、ツイッターにたくさん書いている人がいる。

【SNSに写真をあげる理由】

- ・反応のある嬉しさ、承認欲求。フォロワー（特定ユーザーの更新状況を追いかける人）なしであげる人はあまりいないのではないかな。
- ・日記代わりに。インスタにあげると何日にあげたとわかるから。
- ・面白いものだとはみんなに見てほしいと思うから。

【SNSの使い方を子どもにどう教えるか】

- ・印象に残っているのは実例をあげて説明された授業。写真なども使って具体的に。使ってはダメだと言われるだけだとピンとこない。
- ・パンフレットをもらって見ただけだと当事者という感じがしないが、ネットにあげた写真は消えない、写真をあげられた人はこうなったとか、自分が当事者の立場に立ったら行動が改善できるのではないかなと思う。ミスしてからでは遅い。
- ・親は子どもだけに危ないとかダメだとか言うだけではなく、使い方とかこれはいいとか悪いとか具体的に教えるほうがいいと思う。

◇取材しての印象

- ・中学生は経験や知識が少ないため、一歩間違えると危険な目に遭う可能性のある事例があり、大学生への取材に比べると格段に怖さを感じました。
- ・ただ、生徒の声はアンケート形式だったため、大学生の取材時より、ネガティブな面がやや見えやすかったと思われます。
- ・親世代や大人の意識が中学生に影響を及ぼしています。匿名で、しかも強い発信力をもつネットの中には、人権侵害につながる差別的な言葉があふれており、子どもたちはそれを問題と感じずに「スルー」しているようです。
- ・言葉をひとつひとつ教えることはできませんが、3年間を通して人権意識を高める、という先生の言葉に、伝えていくことの大切さを感じました。
- ・保護者と一緒に子どもたちがルールを自ら考えて、自ら決めたことは守るのではないのでしょうか。
- ・青少年が自分の裸の写真をSNSで送られる等の「自画撮り被害」を防止するため、大阪府青少年健全育成条例が一部改正されました（平成31年4月1日施行）。

～取材メンバーから～

職員 A

【中学校にて】

最近の中学生はすでにスマートフォンをもっている人も多く、持っているひとの中には1日5時間以上も使用していることがわかり、驚きました。

今回のヒアリングでは大きな問題は見えてきませんでしたが、長時間ネット環境にさらされている子どもには、ともすれば危険なことに巻き込まれる可能性が大いにあることがうかがい知れました。学校の指導だけでは決して十分ではなく、家庭との連携が重要であることを再認識できました。

【大阪青山大学にて】

小学生程度の幼いころからインターネットに接する機会が多くあったであろう今の大学生が、インターネット上でのいじめなど人権問題に対し、どのように考えているかを知れる、とても良い機会でした。結果的に、今回参加していただいた学生らは、アカウントの管理や、情報の開示範囲などに十分に留意しており、危機管理ができていました。うかつに情報をSNS上に流すことに対して、危機感を自分自身で考え、身に着けている様子でしたが、全員が必ずしもそういったことができるとは言えません。やはり重要なのは、まだ分別がうまくつけられない子どもの頃に、親や学校などから、インターネットを利用する際の注意を、しっかりと説明しておくことだと理解しました。

【2つの訪問をふまえて】

現代において、スマートフォンなどの機器はなくてはならないものであり、利用を禁止することはできません。重要なのは、幼いころから家庭で子どもに対し、インターネットを利用する際の注意すべきことや、利用する時間など十分に教えた上で許可することではないかと考えました。

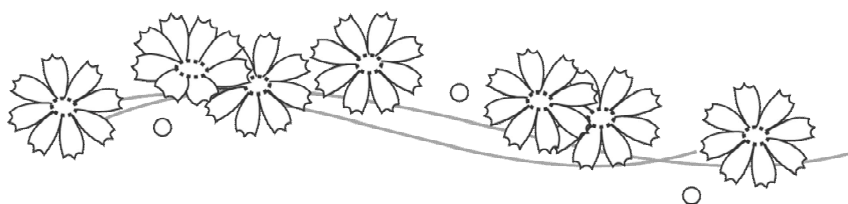
また友人・知人が公序良俗に反した行為を行っているようであれば、それを指摘できるようになれば、相互啓発につながり理想的であると感じました。

職員B

SNSの取材に参加させていただいた大阪青山大学の学生さんについての印象は、いって普通に問題なくSNSを使用されており、教育学科の学生さんであるため、メディアリテラシーに関しても学んでいることからSNSでの人権・プライバシー等については意識が高く、無許可での掲載や、トラブルにつながる掲載等が問題になることについても理解されていました。また、大阪青山大学では、警察OBの方がSNSについての授業をされているとのことで、学生さんも、その授業で実例をあげての説明が印象に残っている、と言われていました。

反面、中学生は学校でネットトラブルの授業を受けても、その時限りとなってしまうようで、意識も高めるには、伝え方の工夫が必要と思います。中学生の大半がSNSを2～3時間使用しており、長時間に及んでいることから、自分勝手にSNSを使用するのではなく、保護者も子どもにスマートフォンを与えているのであれば、使用している時間帯、どんなアプリを使用しているか把握し、しっかりと監督を行うべきであると考えます。すべての保護者に対して、SNSに関する一定レベル以上の知識を求めることは難しいとは思いますが、何らかの働きかけが必要と思います。

以前、自分の子どもが通っていた小学校で、インターネットに潜む危険をテーマとしてPTAで研修を実施したことがありました。学校側だけに任せるのではなく、保護者も子どもたちの置かれている環境を理解した上で、最低限、SNSについての基礎知識は身に付け、子どもたちに適切なアドバイスができるようになってもらいたいと思います。



職員 C

〈大阪青山大学〉

SNSを利用することが当たり前になってきている現代で、大学生の皆さんがどのような距離感でSNSと接しているのか理解することが出来ました。やはり、大学生になると、SNSと上手く距離を保っているように感じましたが、今の学生は小さい頃からSNSが存在しているため、SNSがあるが故に起きる問題に気づきにくいのかとも思いました。また、大学生活では、高校生活以前とは異なり、ずっと同じクラスや空間にいることが少なくなるため、気の合わない人と接し続ける必要がなくなります。そのため、実生活でもSNSでもいじめなどの問題が起きにくくなるのではないかともしました。

そして、取材で話を伺うにつれて、年齢の変化にともないSNSとのつきあい方が変化することも顕著に表れているように感じました。しかし、「つきあい方」が変わるだけであり、それぞれの年代でその年代でしか起こらないような問題も生じています。年齢が上がることと、SNSの安全な使い方についての理解度は、必ずしも比例するわけでは無いため、誰もが常に使い方を注意していかなければならないと感じました。



職員 D

～ 中学校 ～

取材全般の感想は、「心配」でした。SNSへの依存度は高いが、自分さえ守っておけば大丈夫と思っている等、情報管理に関する危機意識がまだ浅く、目先の「危険」だけを意識している子どもが多いと思いました。

取材で気になったのは、「言葉」に対する問題意識が薄くなっていることでした。SNSでの会話の中で、自分への誹謗中傷でなければ、差別的な言葉、単語には無関心。このことが将来、「人権」への意識が薄れていかないか心配になりました。

SNSとのつきあい方は、親も一緒に深く知って、一緒に学び、話すことが大事だと思いました。

～ 大阪青山大学 ～

取材全般の感想は、「安心感」でした。当たり前ですが中学生とは絶対的な知識量が違うため、ネット環境の使い方や個人情報の擁護等、私自身が心配しているところに関しては、全く問題なくちゃんと守られており、協力してくれたメンバーの意識の高さに驚きでした。家族写真をSNSに掲載する等、私自身の意識の低さを反省しました。

子ども達に対して、SNSの正しい使い方を年代の近い人たちから伝えてもらった方が、正しい情報が分かりやすく伝わるだろうと思いました。



職員E

今回取材をした中で、大学生はSNSのもたらす影響力の強さや問題を理解した上で、利用できていたように思いましたが、中学生はSNSに対する知識の理解が十分にされていないように思いました。大学生と中学生では年齢も違うため、知識に差が出るのは当然だと思いますが、携帯を持ち始める歳も早くなってきている今、SNSの利用方法について、教育にもう少し力を入れるべきであるように感じました。

また、取材の中で、SNSの中で使われている心ない言葉を見た子どもたちが、言葉のもつ重みを感じなくなってしまう、簡単に人を傷付ける言葉を使ってしまう危険性も感じました。その原因を作っているのは我々大人たちであり、SNSに関する人権問題は、子どもたちだけでなく、私たちも当事者意識を持って取り組むべきであると思いました。

職員F

大学生と中学生のインタビュー内容を比較すると、やはりより若い世代の方が、インターネットやSNSとのつきあい方に危うさがあるように感じました。今や幼児でもインターネットで動画を観る時代であり、それらを利用するための技術は、保護者世代よりも子世代のほうが長けているといえます。しかし、利用する上での危機管理能力が伴っていないところに危うさがあるといえるでしょう。

今まで知らなかった差別的な言葉にふれ、意味もわからず見よう見まねで使ってみたり、相手の顔が見えないと気が大きくなって陰口を投稿してみたりと、インターネットでは誰でも気軽に情報を受信・発信することができます。また、正しい情報を選ぶ力がなければ、人権侵害の被害者、または加害者になってしまう可能性があります。

子どもたち自身が傷ついたり、誰かを傷つけたりする前に、「自分は大丈夫」から「自分も危険かも知れない」と考え方を改められるような教育が必要だと感じました。



職員 G

この数年でスマホを持っているのが、ほぼ当たり前のような時代になっています。持ち始めは今では小学生からで、中学、高校生にもなると友だちやクラブの連絡方法はLINE で回すのが当たり前となり、必需品?のようになっています。

知識も無いうちからネット社会に入ってしまう今日では、プライバシーの問題などほぼ理解せず使用していることでしょう。

本人や周りの大人たちが使い方を理解し、間違った使い方をしなければ、最先端の通信機器となります。まだまだ奥の深いSNSです。

時代の流れについて行けていない私には、奥の深い研究会となりました。

職員 H

大学生と中学生の二つの世代のSNSに関する行動について取材し、ともに子どもの頃からインターネットがあることが当然な環境で育っていても、年齢、経験による意識や行動の違いを見ると、大きな差があることを改めて認識しました。

大学生は個人情報の扱いに慎重で、SNSでの人間関係にも一定の距離をとりながら使用しており、こちらの予想以上に落ち着いた使い方をしていることに驚きました。将来、子どもと接する立場になる教育学科の学生さんであることから、授業の中で学んでいることも大きく、教育の大切さを実感しました。

中学生の場合は、まだ理解力や判断力が充分でない反面、技術的なスキルは高く、次々と登場する新しいSNSサービスの危険性を、深く考えずに利用している子もいる様子に怖さを感じました。いじめや中傷、人権侵害について、深刻な話はありませんでしたが、一歩間違えばいじめや犯罪に巻き込まれかねない状況はありました。特に中学生は、インターネット上に飛び交う汚い言葉や人権侵害を当然のものと受け止めかねない。

今後、SNSの利用が拡大することがあっても、なくなることはないと思われるため、大人は若い世代のSNS利用について、ただ禁止・制限したり逆に放置するのではなく、自分も他人も傷つけないようにどう使うのかを一緒に考えることが必要だと感じました。

わたしからはじまる部落問題

柴原浩嗣さん（一般財団法人大阪府人権協会）

◇平成31年(2019年)3月6日(水) 午後1時半～3時半

グリーンホールにて、参加者18名、大阪府共催

【企画のねらい】

平成30年3月、市立の公共施設と小学校に差出人不明の封書が一通ずつ届き、その中で、関東から引越してこられた児童とそのご家族について、震災被曝者と書かれ、部落差別にも言及されていました。

また、これに関する調査を進める中で、他市の不動産業者や本市の住民の間でも、被差別部落への忌避意識を表す言動があった、と見られることがわかってきました。この他にも、近年、引越に伴って部落差別に関わる問合せがあるため、大阪府や宅地建物取引業協会北摂支部の協力を得て、この啓発企画を行いました。

【人を認めること】

部落問題とは、歴史的経緯により、特定の地域やそこに住む人々またはその出身者を、結婚や居住などで避けたり排除したりすることですが、そのような偏見をなくし、平等に生きていける社会づくりが必要とされています。

はじめに、柴原さんは「わたしと部落問題との関わりを考えましょう」と呼びかけられ、ワークショップを通じて、人を認めることが人権の尊厳につながると話されました。人権とは、人が社会でよりよく暮らすためのルールです。

【部落差別の現状】

次に、近年の出来事や統計資料を紹介されました。その一部を下記に挙げておきます。

＊被差別部落と部落外の人との結婚（20～29歳） 68%（大阪府／2000年）

＊結婚で相手が被差別部落か調べた方がよいという人 18%（箕面市／2009年）

*戸籍謄本不正取得、「部落地名総鑑」所持の発覚など

*住民税非課税世帯…全体44%、部落62%、大学進学率…全体52%、部落29%
(大阪府/2011年)

*同和地区の問い合わせ(大阪府)

- ・報告確認件数 1989～2017年で計217件、年間1～17件
- ・目的は、不動産売買、住居移転、子どもの入学等
- ・理由は、「怖い」と聞いた、子どもの教育、世間が気にする

【自治体の取組】

自治体の取組として、まず1985年に施行された「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」があります。ここでは、調査業者の義務として、被差別部落に関する調査は禁止され、府民もそれを依頼しないことが努力義務とされています。

さらに、この条例は2011年に改正され、調査業者だけでなく、土地調査等を行うすべての事業者を規制の対象としました。

また、大阪府内の全市町村で実施されているものとして、戸籍・住民基本台帳等の第三者請求本人通知制度があります。住民票の写しなどの不正請求・不正取得の防止を図るために、事前登録によって、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したとき、交付した事実を本人に通知する制度です。

【関係法の整備】

今のところ、差別を具体的に禁止する法律はありませんが、関係法を整備する動きとしては、次のようなものを紹介されました。

2000年制定の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国・地方公共団体・国民の責務と、基本計画の策定などについて定められました。また、人権救済に関する法案が、2002年と2012年に出されましたが廃案となりました。

その後、2016年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体の責務、相談の充実、教育・啓発、実態調査などについて定められました。この法律は、部落差別の存在を認め、情報化進展による変化をふまえて、差別のない社会の実現をめざすことを目的としています。

【部落差別をなくすには】

さまざまな要素が考えられますが、多様性の尊重（違いを認め合うこと）、部落の産業・文化などのプラス面を発信すること、当事者の自立に向けた学力や生活の支援、制度面を人権の視点から点検すること、交流と協働の関係づくりなどを挙げられました。

コラム2

改正入管法の施行 ～外国人市民との共生に向けて～

平成30年末の国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成31年4月から施行されます。

主な改正点は、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設や、入国管理業務の増加に備えた出入国在留管理庁の設置等で、一定の技能をもつ外国人や技能実習を修了した希望者に新たな就労資格を与え、人手不足が深刻化している介護や建設など14業種について、5年間で最大34万人の外国人を受け入れるとされています。これは、日本の外国人労働者受け入れを拡大する大きな政策の転換となります。

新しい資格取得には、国内外で実施される技能試験や日本語試験に合格するか、3年間の技能実習を修了する必要がある、試験は、まず介護、外食、宿泊の3業種に関し、4月にフィリピンと日本国内で実施されます。

特定技能1号では家族の帯同ができませんが、今や2万組（30組に1組）が国際結婚であり、女性が外国人の場合が多い状況です。もちろん、外国人どうしの結婚もあり得ますし、家族への対応も含めて今後考える必要があります。

また、これまでの留学生は、その半分以上が日本では就職していません。難民も多くが日本を経由しても他国へ行く状況です。これから日本が34万人を受け入れるためには、外国人にとっての労働環境や住みやすさの向上、根強い差別意識の払拭などが必要とされています。

新たな外国人入材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

新たな外国人入材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

（平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」資料）

◎我が国に在留する外国人は近年増加（264万人）、我が国で働く外国人も急増（128万人）、新たな在留資格を創設（平成31年4月施行）

⇒外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。



◎外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

（1）国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

○「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

（2）啓発活動等の実施

○全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため「心のバリアフリー」の取組を推進

◎生活者としての外国人に対する支援

（1）暮らしやすい地域社会づくり

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

○行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（多文化共生総合相談フリーストップセンター（仮）を全国約100か所で11言語対応により整備）

○安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック（仮）」（11言語対応）の作成・普及

○多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

②地域における多文化共生の取組の促進・支援

○外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援

○外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

（2）生活サービス環境の改善等

①医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

○電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備

○地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

②災害発生時の情報発信・支援等の充実

○気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)

○三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

○交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応

○「110番」や事件・事故等現場における多言語対応

○消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④住宅確保のための環境整備・支援

○賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版・賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)

○外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等

⑤金融・通信サービスの利便性の向上

○金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備

○携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3)円滑なコミュニケーションの実現

①日本語教育の充実

○生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開

(地域日本語教育の総合的体制づくり、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】

○多様な学習形態のニーズへの対応(多言語 ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)

○日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))

○日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

②日本語教育機関の質の向上・適正な管理

○日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等の数値基準の導入等）

○日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け

○日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実

○日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省の調査や外務省による査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

○日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援

○地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体と連携）

○教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）

○地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

○大卒者・クールジャパン分野の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等

○中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化

○文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】

○留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】

○業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進

○産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

○労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ホットライン」の多言語対応（8言語対応）

○「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

② 地域での安定した就労の支援

○ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援

○地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

-
- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
 - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

◎外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストを Computer Based Testing（CBT）により厳正に実施（9か国）
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地活動支援）
- 在外公館等による情報発信の充実



◎新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の励行

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、なほり豊かなわが
たらの街をこよなく愛しています。この街に住
み、この街で暮らすすべての市民がたれを
りとして「人権」を踏みしめられ、涙をこぼ
すことがあつてはならないと願っています。わた
したはそのために、引きも切らずに続く「しん
げんを否定すること」に、しっかりと向き合
い、それをなくすために行動したいと考えています。
このように、愛すること、願うこと、考えること、
行動することは、みのお市民のたからかな
誇りです。わたしたのために、あなたのために、
みんなのために、にんげんの街みのおを
育てます。日本国憲法のこころ、市民
の風で、こゝ箕面市を人権の街として
宣言します。

平成五年（一九九三年）十二月二十日

箕面市

箕面市非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかしながら、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和に深刻な脅威をもたらしていることは、極めて憂うべきところである。

わが国は世界で唯一の核被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。平和なくしては、明るく豊かな生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よって、箕面市は、平和を愛する人達が集うまちとして、日本国憲法にうたわれている平和の理念に基づき、非核三原則の完全実施とあらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和60年3月28日

箕面市

☆編集スタッフ・人権行政研究会

＊箕面市人権行政推進本部会議のもとに設置

＊①人権担当と各部局の連携強化、②職員の人権意識の把握・向上、③人権課題に関する市内での実態把握 ④人権情報紙の作成・編集その他、を目的として活動

印刷物番号
30-23

平成31年(2019年)3月

編集：箕面市人権行政研究会

(事務局：箕面市人権文化部人権施策室、
箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策室)

発行：箕面市人権文化部人権施策室

〒562-0015 大阪府箕面市稲1-14-5

TEL.072-724-6720 FAX.072-725-8360

Email. jinken@maple.city.minoh.lg.jp

